

## 宮城県公報

発行  
宮城県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

ページ

## 規則

○公有財産規則の一部を改正する規則	(管財課)	一
○理容師法施行細則の一部を改正する規則	(食と暮らしの安全推進課)	一
○美容師法施行細則の一部を改正する規則	(同)	一
○調理師法施行細則の一部を改正する規則	(健康推進課)	一
○栄養士法施行細則の一部を改正する規則	(同)	四
○温泉法施行細則の一部を改正する規則	(薬務課)	四
○薬事法施行細則の一部を改正する規則	(同)	四

## 規則

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月九日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第五十七号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則(昭和三十九年宮城県規則第八号)の一部を次のように改正する。

様式第七号備考①②中「(③)に規定する種目を除く。」を削り、同様式備考①中③を削り、④を③とし、⑤を④とし、同様式備考②中「1②から④までのいずれか」を「1②又は③及び④」と改め、同様式備考に次のように加える。

3 申請人又は連帯保証人が日本国籍を有しない者である場合には、印鑑登録証明書の添付は、不要です。

様式第十号備考を次のように改める。

## 備考

1 連帯保証人を変更しようとする場合には、次に掲げる書類を添付してください。

(1) 新連帯保証人が個人である場合には、新連帯保証人の住民票の抄本及び印鑑登録証明書

(2) 新連帯保証人が法人である場合においては、新連帯保証人の登記事項証明書、定款又は寄附行為の写し及び印鑑登録証明書

(3) 新連帯保証人が暴力団等に該当しない旨の誓約書

2 新連帯保証人が日本国籍を有しない者である場合には、印鑑登録証明書の添付は、不要です。

様式第十一号備考①②中「(②)に規定する場合を除く。」を削り、同様式備考①中③を削り、④を③とし、⑤を④とし、同様式備考②中「1①から③までのいずれか」を「1①又は②及び③」と改め、同様式備考③を次のように改める。

3 申請人又は連帯保証人が日本国籍を有しない者である場合には、印鑑登録証明書の添付は、不要です。

様式第十三号備考②中「印鑑登録証明書、シール及び暴力団等に該当しない旨の誓約書」を削り、様式第十六号備考①②中「(③)に規定する場合を除く。」を削り、同様式備考①中③を削り、④を③とし、同様式備考②を次のように改める。

2 申請人又は連帯保証人が日本国籍を有しない者である場合には、印鑑登録証明書の添付は、不要です。

附則  
(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

2 改正前の公有財産規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の公有財産規則の規定によるものとみなす。

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月九日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第五十八号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則（昭和三十三年宮城県規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「外国人登録法の規定による外国人登録原票の記載事項に関する市区町村長の証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

2 改正前の理容師法施行細則の規定による様式第一号は、当分の間、改正後の理容師法施行細則の規定によるものとみなす。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十九号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和三十三年宮城県規則第九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「外国人登録法の規定による外国人登録原票の記載事項に関する市区町村長の証明書」を「住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

2 改正前の美容師法施行細則の規定による様式第一号は、当分の間、改正後の美容師法施行細則の規定によるものとみなす。

調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年七月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則（昭和三十四年宮城県規則第十八号）の一部を次のように改正する。  
第四条第一号中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。  
様式第三号を次のように改める。

様式第3号(第4条関係)

調 理 業 務 従 事 証 明 書

従事者氏名(受験者)	
生 年 月 日	年 月 日

上記の者は、下記のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤 務 施 設 名		勤務施設所在地	電話 ( ) -
施 設 の 種 類	種 類 (該当のところに○印をつけること)	許可・開設年月日 許可保健所・許可番号	調理業務の内容 (行っている業務に○を付ける)
	飲 食 店 業 1 飲食店営業 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業	(許可年月日等) 年 月 日 保健所 第 号	切る・焼く・煮る・炊く・蒸す・ゆでる・炒める・漬ける・揚げる・味付ける  その他の作業内容を記入する (例：魚をおろす、うどんを打つなど)
給 食 施 設	(1回 食, 1日 食) 1 寄宿舍 2 学校 3 病院 4 事業所 5 社会福祉施設 6 介護老人保健施設 7 矯正施設 8 自衛隊 9 給食センター 10 その他( )	(開設年月日) 年 月 日	主に調理しているメニューを記入する
上記の施設で調理の業務に従事した期間		年 月 日から 年 月 日まで	
勤 務 形 態		1 正社員・正職員 2 パート・アルバイト 3 その他( )	
勤 務 日 数 及 び 時 間		週 日, 1日 時間	
廃 業 年 月 日		年 月 日	

証 明 日	年 月 日
-------	-------

証 明 者	住 所	電話 ( ) -		
	施 設 名			
	地 位	氏 名		

実印又は職印

(注)

- (1) 原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者又は二親等内の血族の場合若しくは廃業等によって元の施設長がいない場合は、調理師会等所属団体の長又は同業者が証明すること。
- (2) 証明印は、当該施設の施設長の職印を用いること。個人が証明する場合は、印鑑登録済の印鑑を用い、印鑑証明を添付すること。
- (3) 給食施設の開設年月日とは、寄宿舍、学校、病院等の施設であつて、多数人に対して食品を供与する施設として開始した年月日をいうものであること。

様式第五号中「② 戸籍謄(抄)本又は外国人登録証明書の写し」を  
 「② 住民票の写し(本籍(日本国籍を有しない者)については、国籍等)を  
 記載したものに限る。)ただし、出入国管理及び難民認定法(昭和26年  
 政令第319号)第19条の3各号に掲げる者については、旅券その他の身  
 分を証する書類の写し」に改める。  
 附 則  
 (施行期日)  
 1 この規則は、公布の日から施行する。  
 (経過措置)

2 改正前の調理師法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当  
 分の間、改正後の調理師法施行細則の規定によるものとみなす。

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成二十四年七月九日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十一号

栄養士法施行細則の一部を改正する規則

栄養士法施行細則(昭和三十六年宮城県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。  
 様式第一号中「若しくは住民票」を「又は住民票」に、「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)  
 第7条第5号に掲げる事項」を「本籍(日本国籍を有しない者)については、国籍等)」に、「又は外国  
 人登録証明書の写し」を「(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3各号に掲  
 げる者)については、旅券その他の身分を証する書類の写し」に改める。  
 様式第二号中「② 戸籍謄(抄)本又は外国人登録証明書の写し」を  
 「② 住民票の写し(本籍(日本国籍を有しない者)については、国籍等)を  
 記載したものに限る。)ただし、出入国管理及び難民認定法第19条の  
 3各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し」  
 附 則  
 (施行期日)  
 1 この規則は、公布の日から施行する。  
 (経過措置)  
 2 改正前の栄養士法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当

分の間、改正後の栄養士法施行細則の規定によるものとみなす。

温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成二十四年七月九日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十二号

温泉法施行細則の一部を改正する規則

温泉法施行細則(平成十二年宮城県規則第四百四号)の一部を次のように改正する。  
 様式第二十四号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。  
 附 則  
 (施行期日)  
 1 この規則は、公布の日から施行する。  
 (経過措置)

2 改正前の温泉法施行細則の規定による様式第二十四号については、当分の間、改正後の温泉法施  
 行細則の規定によるものとみなす。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成二十四年七月九日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六十三号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則(昭和三十六年宮城県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。  
 第八条第二項中「外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)第四条の三第二項の登録原票の  
 写し又は同項に規定する登録原票記載事項証明書」を「住民票の写し(同法第三十条の四十五に規定  
 する国籍等を記載したものに限る)」に改める。  
 附 則  
 この規則は、公布の日から施行する。